表一

［略］	［略］	［略］	［略］
冷蔵機器及び冷凍機器	［略］	［略］	［略］
	［略］	［略］	［略］
	硬質ポリウレタンフォームを用いた冷蔵機器及び冷凍機器（断熱性能を与えるために硬質ポリウレタンフォームを用いたもののうち、冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機以外のものをいう。）	二百五十台	［略］
	硬質ポリウレタンフォームを用いた冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機（断熱性能を与えるために硬質ポリウレタンフォームを用いたものをいう。）	二百台	［略］
硬質ポリウレタンフォーム用原液	住宅用硬質ポリウレタンフォーム用原液（住宅の工事現場において断熱材の成形のために用いられるもののうち、令第一条第三号の製品の成形又は同条第四号の製品の製造のために用いられるもの以外のものをいう。）	［略］	［略］
	非住宅用硬質ポリウレタンフォーム用原液（住宅の工事現場において断熱材の成形のために用いられるもの以外のもののうち、令第一条第三号の製品の成形又は同条第四号の製品の製造のために用いられるもの以外のものをいう。）	十五トン	［略］
断熱材	硬質ポリウレタンフォームを用いた断熱材	十五トン	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］

備考　表中の［　］は注記である。

表一

［略］	［略］	［略］	［略］
冷蔵機器及び冷凍機器	［略］	［略］	［略］
	［略］	［略］	［略］
	［新規］	［新規］	［新規］
	［略］	［略］	［略］
	［新規］	［新規］	［新規］
硬質ポリウレタンフォーム用原液	硬質ポリウレタンフォーム用原液	［略］	［略］
	［新規］	［新規］	［新規］
	［新規］	［新規］	［新規］
［略］	［略］	［略］	［略］

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。